

令和3年度（2021年度）熊本県障害者施策推進審議会 議事要旨

1 日 時 令和3年（2021年）11月4日（木）

午前10時から正午まで

2 場 所 ホテル熊本テルサ 3階 たい樹

3 出席者

<委員> 20人中19人出席（50音順）

今吉会長、岩本委員、甲斐委員、金和委員、倉田委員、酒井委員、紫藤委員、篠原委員、杉原委員、竹田委員、友枝委員、中村委員、永田委員、橋口委員、本田委員、村上（泰）委員、村上（祐）委員、最上委員、森委員

<県> 早田健康福祉部長

（障がい者支援課）

下村課長、牛島審議員、永田審議員、木村主幹、若杉主幹、村上課長補佐、長嶺課長補佐、浦川課長補佐、上主幹、有田主任主事、小路永主事、杉本主事

（以下の課から担当者が出席）

健康福祉政策課地域支え合い支援室、交通政策課、労働雇用創生課、道路保全課、建築課、住宅課、特別支援教育課

4 議事概要

（1）開会あいさつ

（2）会長選出

（3）議題

①くまもと障がい者プラン（第5期熊本県障がい者計画）、熊本県障がい福祉計画（第5期熊本県障がい福祉計画・第1期熊本県障がい児福祉計画）に関する施策の実績について

②手話言語に関する条例の制定について

（4）閉会

5 議事要旨

議題1 くまもと障がい者プラン（第5期熊本県障がい者計画）、熊本県障がい福祉計画（第5期熊本県障がい福祉計画・第1期熊本県障がい児福祉計画）に関する施策の実績について

※資料1、2を事務局から説明

(意見・質疑等)

最上委員：熊本県知的障がい者施設協会の最上でございます。熊本県障がい福祉計画の2ページのことで確認ですが、地域生活移行者数はグループホームに行かれた方の数も含まれているという数字で見ればよろしいでしょうか。

今後、日中サービス支援型の方の指定共同生活援助を進めるというのは、重度障がい者・高齢障がい者に対応するためということで書いてありますけど、その方向でよいのかということで、二つご質問させていただきます。以上です。

今吉会長：はい。今、最上委員の方からの質問について、事務局の方からよろしくをお願いします。

事務局：まず、最初のご質問でございますが、グループホームへの移行というのを含めて、実績をアンケート調査いたしまして、集計しているということでございます。

それから、後のご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、重度、それから、地域移行が難しい方々の受け皿として、国も推進しているところでございますので、今後、その方向で推進しているところで考えていくこととしています。現状として、現在3か所ほど指定が進んでいるところでございまして、引き続き、環境整備をしていきたいと思っております。以上でございます。

最上委員：今、国の方での推進会議が行われているのですが、今後のグループホームについて、施設の場合は、もう増やさない、そして利用者数も減少していくという方向です。そういう場合について、質の問題ということを問われていくかと思っておりますけど、今後計画の中でもそういう質の問題を入れていただければいいかなと思っております。以上です。

今吉会長：はい。ありがとうございました。日中サービス支援型のグループホームが、今後重要になってくると思えますし、高齢者の障がいの問題で、介護保険との連携が盛んに言われておりますので、そちらの方も併せて、少し整理していただければありがたいと思っております。他にご意見等ございますか。

金和委員：熊本県身体障害児者施設協議会の金和です。2点、お尋ね・意見があります。障がい者計画の中に、医療的ケア児や重度心身障がい児の支援、医療型短期入所の増加という記載があります。

医療型短期入所をうちは福祉施設が運営していますが、とても大変です。デメリットとしては、福祉事業所で医療型短期入所をしようと思うと、ドクターがい

ないといけないので、人件費がものすごく掛かります。週に3日診療所を作って開設しているので、その3日だけが医療型短期入所ができますが、その曜日以外でも同じ利用者様のご希望があります。その場合は、収入とはとても見合わない人数をかけて福祉型で受け入れます。メリットとしては、その後の福祉サービスに非常に繋がりがやすいことです。一方、医療機関でされているところの体制は万全でお医者さんがいらっしゃいますから安心です。けれども、日中活動として利用される方が、医療機関の短期入所を利用する場合、どういう日常や時間の過ごし方になるのだろうかという心配をお聞きします。医療機関は、そのために保育士や介護士を雇うことはなかなかされません。このような実態への対策をぜひしていただきたいということが1点あります。

それから、2点目が、7ページに、雇用・就業、経済的自立の支援ということで、普通高校に通っている障がいがあると思われる方々の就職です。小さいお子さんの障がいを受け入れがたい親御さんの気持ちをいろんなサービスを受けていただくために作られた、外来療育という熊本県独自の療育システムがあります。1回だけ療育を試してみることによって、うちの子どもはサービスを受けた方がいいと思われて、その後の支援に繋がることがあります。手帳もない、受給者証もない、でも、療育を体験できるという外来療育というやり方があるからこそ、支援を受ける体勢になった人がたくさんいます。

ところが、そこを通り過ぎて、普通中学、普通高校に何となく行ってしまった、でも特性が明らかになって、学校に行けず、ほぼ不登校、ひきこもり状態になっている方々がたくさんいらっしゃると思います。授業についていけず、一般就労に移行するのが難しい場合、例えば、療育の場合のように、福祉事業所を体験できるような、受ける施設側としても経済的負担のない仕組みができれば、そういった方々の就労に繋がるのではないかと、そして、職業安定所の支援にも繋がりがやすいと思います。障がい者のサービスを利用することが恥ずかしいというような社会のバリアを取り払うことが大前提ではありますが、その狭間にいる人たちについて、誰が今手当をするようになっているのか、今後なっていくのかということをお聞きしたいです。また、それが不十分であれば、そこを丁寧にやっていただけたらと思います。2点、お願いいたします。

今吉会長：はい。ありがとうございました。医療的ケアに関する実態等も含めて、県の方向性が決まっているのか。2点目が、就労でなかなかハローワークとの連携が十分でないといったような話もありました。特に、ボーダークラスの就労について、何か県の方で、方向性とかお持ちであれば、よろしく願いします。

事務局：まず1点目の医療的ケア児の件につきまして回答します。県では、医療型短期入所の支援策としまして、医療型短期入所を開設されるにあたって、車の購入、備品の購入ですとか、介助者に対する手当等をしているところですが、先般、医療的ケア児支援法が制定をされまして、国に対しても、国としての補助を充実させるよう要望したところでした。また、法の成立を受けまして、県でも、今後、地域における相談体制の充実を図っていきたいと考えております。医療型短期入所については、数としては県内8圏域という状況ではありますが、まだまだ利用したい時に利用できない状況ということが実施したアンケートでも分かっているところですので、支援の充実に努めていきたいと思います。以上です。

事務局：2点目の県立の普通高校に通っていらっしゃる生徒さんに対する就労支援ということで、在学中の教育内容について、ご説明させていただきます。現在、県立高校7校に、通級による指導として自立活動というような学習を実践しております。その自立活動の中では、主に発達障がいのある生徒を対象としまして、いわゆる自分の課題等への学習を通して、自己理解を深めるということをテーマに進めております。自己理解を深めますので、その中で、卒業後、大学進学もしくは就労に向けて、どういったことが自身の課題になっていて、それに対して、自分から援助を求めることができるか、どういうふうに自身の力や周囲を活用することができるかというようなところも大きなテーマとして、学習活動が続いているところでございます。今後は、現在の7校から年度ごとに実施校を増やしていきながら、各地域の特別支援教育の拠点として、それぞれの地域の県立高校に自立活動を提供できるような仕組みを作っていきたいと考えております。それと同時に、特別支援学校も県立高校の特別支援教育をサポートしておりますので、特別支援学校の就労支援に関するノウハウを県立高校に提供しながら、まずは、一般就労や福祉就労といった実態に応じた働く形態や、どういった就労支援機関があるかというのを、高校の先生方に知っていただきながら、在学中からの就労支援の在り方について、特別支援学校の場合は、在学中に現場実習を積み重ねて卒業後の就労につなげておりますので、高等学校の中でどのようにできるのかというところを模索しているところでございます。以上でございます。

事務局：今の件で、少し追加をさせていただきます。1点目の短期入所の件については、まさしく、医療型短期入所であれば、医療的ケアが必要な方が行かれるかたちになるので、すぐ入院できる体制をとっていただくのが前提だと思っております。基本は病院にお願いして、開設の際に必要な備品の購入とか、必要に応じて県単独で補助させていただいているところですので。あと福祉型の短期入所につきましては、確かにもともと医療的なケアをされている方もいらっしゃるものから、

その方が入られる際は、お医者さんなどが必要になってくるのですが、今のところ、これ自体が国の施策で動いている状況であるため、県単独でそれを上乗せするのは難しい状況にはあるんですが、まずは、医療的な短期入所を病院が行うものを増やしていきたいと思っています。今年も、今までの空白地域で1件、新たに阿蘇の方でやっていただきました。そのように地道に空白地域をなくしていきたいというふうに思っているところです。

もう1つは、高校の件ですが、お話の中で、理解が進まないと、特に親御さんの理解もあると思ひまして、なかなか受け入れられないという部分ですが、その件につきましては、特に発達障がいとかは、なかなか親の方が自分の子が障がいを持っているということを受け入れがたいというのもありますので、そこは県の発達障がい者支援センターなどを通じて、まず受容するためのペアレントプログラム、また、その後のペアレントトレーニング、親御さんの理解のための施策も進めていきたいと思っていますし、その施策がどの市町村でも可能になりましたので、県だけではなくて、市町村にも広げて、身近なところで体験できるようにしていきたいと思っています。以上です。

今吉会長：はい。ありがとうございます。医療的ケア児の対策として、福祉施設にある程度の評価をしていただけるようなものが出てくれば、広がっていくかも分かりませんので、よろしくお願ひしたいと思っています。はい。次は、紫藤委員に願ひします。

紫藤委員：今の2つ目のご質問に重ねてご質問です。ご回答の中で、普通高校の就労支援で、県立高校と特別支援学校とが連携し支援をしていることで、通級の学校が増えているということをお聞かせいただきました。お伺ひしたい点は、私立高校の対応が、どうなっているのか。私立高校も同様に、確かにペアトレ等も必要ですが、子ども自身が就労を体験、実感できるものが必要ではないかと感じておりますので、ご質問させていただきます。

今吉会長：私立高校も同じような状況が起きているということで、何か情報等がございましたら、少し紹介していただければありがたいなと思います。

事務局：すみません。私立高校については、担当部署が本日来ておりませんので、後日回答させていただければと思います。

酒井委員：すみません。熊本県障害児・者親の会連合会の酒井と申します。私は、連合会の代表として参加しておりますけれども、私の娘は聴覚に障がいのご

ざいます。発達障がいに関しては伺いましたが、他の障がいについてはどのような考えでしょうか。例えば、私は聴覚障がいについてもものすごく聞きたい。でも、うちの会は連合会ですので、いろんな障がいの団体、いろんな障がいがあるお子さんをお持ちの親御さんの団体ですので、よろしければ伺いたいです。

今吉会長：今、就労に関して、発達障がいに特化した説明があったのですが、それ以外の障がいについての方向性について、県から意見等がございましたら、教えてください。

事務局：先ほど、発達障がいの話をさせていただきましたが、資料1の数値の報告の中にありますけれども、現在、高等学校で個別の教育支援計画の作成率も、9割以上ということで高まっております。その中には当然、5障がい、いろんな障がいの支援計画も入っております。以前は、引き継ぎと言いますと、中学校で作った支援計画を高校に引き継ぐことを指していましたが、それを昨年度、ガイドラインを作りまして、引き継いだものをしっかりと子どもの実態を踏まえて再策定して、それに応じて教育を続けていくというところまで定義を拡大し、それぞれの子供たちの実態に応じた、合理的配慮と学習内容、学びやすい環境づくりについて、どのようにやっていただくかというのを各学校しっかり考えていただいているところです。それと、本県が、昨年度から、合理的配慮支援事業ということで、県で契約しましたUDトークという音声情報を文字化するアプリのライセンスを県が取得しまして、それを高校生に貸し出すというような事業、また、拡大読書器や補聴器が必要な生徒には、県で購入したものを卒業まで貸し出すというようなところを、予算の範囲内ですが、昨年度から展開をして、次年度も事業継続する予定になっております。発達障がいに限らず、いろんな障がいのある生徒さんたちが学校現場で学びやすい環境づくりについて、今後、現場の声を聞きながら、事業化していきたいと考えております。以上です。

今吉会長：はい。ありがとうございました。はい。

事務局：難聴児支援につきましては、県では、令和元年度に新生児の聴覚検査の協議会を設置しておりまして、生後1週間ぐらいで確認検査、3週間以内に精密検査をして、6ヶ月以内に療育を開始するという体制の構築に向けて、進めているところでございます。療育につきましても、児童発達支援センターのひばり園とか、聾学校での乳幼児教育相談がございますが、今後、連携体制の充実を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

酒井委員：高校生までの義務教育の間は、すごく手厚くフォローがされている実感もありました。しかし、それから先、障がいがある子どもであっても進んでいきたいという希望は常にあると思います。その支援はどのようなふうになっているのかが知りたいです。また、障がいがある子どもを持つ親に関しての支援について、県の方ではどのようなふうにされていますか。

今吉会長：今、酒井委員のご意見は、障がい児を育てていらっしゃる親御さんへの支援はどうなっているのか、或いは、ご本人が学びたいといったような意思があるときに、その辺りのシステム上の部分というのは、学校側が対応するのか、或いは、県の方でいくつか考えがあるのかということ、よろしいでしょうか。

学校では、特別支援教育で就労、進学とかには、それぞれの個別支援計画に基づきながらやっていますし、特に今、障がいがある方の大学進学とかを多くの高等教育機関が支援もやっておりますし、それぞれの受入れ先について学校に情報提供があればいいと思います。親御さんに関しても、学校の進路指導の担当者を通しながら、どんなふうに次の進路に持っていけばいいのか相談できる体制があればいいと思います。その辺り何か、補足とか今こんなことやっていますというような情報があればと思いますが、いかがでしょうか。

事務局：障がいのある方の家庭、親の支援の件なのですが、いくつかの団体に助成をさせていただいてるところもあるんですが、実際に、全部認めているわけでもありません。今、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていないのですが、年1回は団体の方々と意見交換をさせていただいています。その席上で、具体的な要望というのを聞かせていただいて、その中で、できることからやっていくということになると思います。また、もしよろしければ、その席上で具体的なお話しを聞かせていただくとありがたいと思います。来年以降はぜひやりたいと考えております。

今吉会長：他にご意見等ございますでしょうか。

森委員：精神障害者団体連合会の森と申します。質問を1点、資料2の3ページを見てもらいますと、精神病床における1年以上長期入院患者数の減少とあります。その達成率が88.4%とあります。令和2年度が3,523人とあり、令和2年度の目標が3,113人となっています。令和2年度の実績が目標を超えているのに、達成率が88.4%というのは、どのように解釈すればよいのでしょうか。

今吉会長：はい、障がい者計画の方の3ページの資料の5番目も同様ですが、精神障がい者の退院における目標達成率が、88%というところの説明をお願いしたいということです。

村上泰幸委員：精神保健福祉会連合会の村上と申します。関連して意見を述べたいと思います。行政と医療機関の皆さんのご努力の賜物だろうと評価はしておりますけれども、目標達成にかなり近い値になっております。このままいけば精神障がいの患者がいなくなるかのように思いますが、そうではなくて、再入院を繰り返すタイミングが短くなってきたから、こういう数値が出てきたのではないかと考えております。そういう意味では、新規の入院者数と再入院者数、ここの実態をつかんでおく必要があるのではないかとと思います。特に、再入院者数、再入院者がどのくらいのサイクルで再入院したのかということも掴んでおく必要があるのではないかとと思います。退院した後に、まず再入院するというのはやっぱり退院した後のアフターケアが十分ではないということでまた再入院をするという繰り返しをしているような気がしますので、その点についても、ぜひ充実していただければと思います。患者支援に関する要望でした。

今吉会長：はい。ありがとうございます。要望とデータの取り方について、県の方よろしくをお願いします。

事務局：最初に、森委員からご質問があったところは、3ページの表についてだと思いますが、障がい者計画でいうと5～6番のところ、目標値が、まず5番ですと3,113人で、実績が3,523人ということで、これは、人数が少ないほど達成率が上がるということになります。同じく6番についても、1,273人の目標値に対して、実績が1,307人となっておりますが、これも人数が少ないほど達成率が上がるということでございますので、達成率については、実績値を分母、目標値を分子として計算した結果が、達成率の数値にしておりますので、このような数値になっているということでございます。

森委員：私は、精神障がい者の地域移行を具体的にどのように進めておられるかというのを、お聞きしたいです。私が現場におりまして、なかなか精神障がい者が減っているとは感覚的に思っていないものですから、どのように地域移行を実施されているかが疑問なのですが、よかったらお答えください。

事務局：地域移行を進めるにあたっては、保健所を中心とした県内の各圏域で、精神科病院や、相談支援事業所、市町村、保健所の職員等の関係者が集まって、

協議の場というのを作っております。平成30年から令和元年度にわたって、全圏域でできております。この協議の場を通して、各関係者の連携ですとか、その方をどう退院した後支援していくかというようなことを話し合っ、モデルケースを作りながら支援していくというような取り組みも進めております。こういった取り組みを今後広げていくことで、退院後の地域移行を進めていきたいというふうに考えています。ただ、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、こういった取り組みがなかなかできていないということもありますので、今後、しっかり取り組んでいきたいということによっております。

森委員：はい。なかなか減っていないというのが現状であるのに、達成率が88.4%というのは、勘違いされるような目標ではないかと思えます。

ところで、話は変わりますが、有明保健所が私の在籍するところなのですが、協議の場に参加できていません。やはり、当事者も協議の場に入って初めて、本当の協議の場ができるのではないのでしょうか。

今吉会長：今、森委員からのご意見の方は、いろんな協議の場があったけど、当事者が入っていないといったようなところだと思います。

県の方から説明がありました、各圏域に障害者自立支援協議会という組織がありまして、その中で協議がされています。ただ、一昨年度から精神保健福祉部会をどこも立ち上げようといったようなところで、若干、新型コロナウイルス感染症の影響で会合がなされていないところもあります。私が今、上益城の自立支援協議会のメンバーですけれども、そこでは、精神保健福祉部会、保健所が中心になって立ち上げて、会合が進んでいます。その中には、委員の中に、当事者の人も入ってもらおうといったような動きも出てきておりますので、いろんな自立支援協議会事務局の方に、ぜひ声を上げていただければいいかなと思います。或いは、自立支援協議会の担当のところに、少し当事者のことも配慮してもらいたいといったようなことをお願いできればいいかなと思いますが、よろしいでしょうか。

議題2 手話言語に関する条例の制定について

今吉会長：手話言語に関する条例の制定について、熊本県ろう者福祉協会から発言の申し出がっております。拝聴したいと思えますけど、委員の皆様方、よろしいでしょうか。

委員各位：了解。

今吉会長：じゃあ、よろしくをお願いします。

熊本県ろう者福祉協会：一般財団法人熊本県ろう者福祉協会 松永と申します。

私達は、手話はただコミュニケーションの道具ではない、言語と同じという考えのもと、また、手話は命だということを皆さんに理解していただく、みんなが手話ができる社会を目指し、それを目的に、これまで頑張ってきました。

しかし、社会は、教育の場など、なかなか理解が進まないということがありました。しかし、昭和45年、手話奉仕員養成事業が始まり、手話通訳者も増えて参りました。それをきっかけに、手話の理解が社会に広まり、現在に至っております。

それから国連では、障害者の権利条約が設けられ、その中に、手話は言語であるとはっきりと記載されております。日本も障害者基本法にはっきりと手話は言語であると明記されております。

現在、日本の中で400を超える自治体が手話言語条例を設けております。熊本県も、手話言語条例の制定委員会を設けていただきました。熊本県の条例は、全国各地のものとは、一味違い、聞こえない人たちのための、手話言語条例だけではなく、障がい者全般の合理的配慮を目指しているものです。

条例が作られたあと、私達、聞こえない者だけではなく、障がい者みんなが社会の中で、コミュニケーションがスムーズにできるようになる、そういう社会をつくるために広まってほしいと思っております。

コロナ禍で大変なときに、県の皆様にご支援、ご協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

この条例が、私たち聞こえない者の、歴史に残る記録されることになる条例になると思います。

今吉会長：はい。ありがとうございます。手話言語に関する条例の制定について、引き続き、事務局の方からお願いいたします。

※資料3を事務局から説明

(意見・質疑等)

森委員：今コロナの関係で、食事するときに話をしない黙食とかいろんなものが出てきております。例えば、「おいしい」とか、「ありがとう」というこの2つだけでも、手話を覚えたら、食事は楽しくなるのではないかと思います。提案ですけれども、この場で、せめて、「おいしい」と「ありがとう」の2つだけでも、みんな覚えて帰れたらと思いますけれども、どうでしょうか。

今吉会長：ありがとうございます。もう一方からご意見がありましたので、それが終わってからまとめたいと思います。本田委員よろしくお願いします。

本田委員：条例の作り方というか考え方についてですが、責務役割で、第7条が設けてあって、ちょっと私は違和感を覚えたんですけども、障がい者の方、団体の方たちは、努力規定というか、啓発知識の普及に努めなければならないと書いてあるものですから。何かそういう努力を課するというか、そうすべきだというふうに書かなければいけないのかということがあって、この7条が団体とか、当事者の方からのご意見で作られたとか、どういった経緯でここに出てきたのかを、障がいのある方とない方を分けずに、全部県民の役割に、入れ込んでしまって、インクルージョンといいますか、そういう思想で作った方が、障がいがある方、ない方で責務も分けるとか、そういう必要性がどうしてあるのかなというのがぴんとこなかったものですから。もしいろんなご意見をいただく場で、当事者団体の方から「ぜひ自分たちでやりたい、こう作ってくれ」というのがあってできたのであれば別なんですけど、この7条を作られた経緯といいますか、意味といいますか、教えていただければと思います。

今吉会長：関連するご質疑ということで、甲斐委員お願いいたします。

甲斐委員：手をつなぐ育成会の甲斐といいます。これに関しては2回、私どもに聞き取りがございました。その時に、7条に関して、今、本田委員がおっしゃいましたように、障がいがある当事者とか団体に「努めなさい」というのはちょっと難しいのではないかと。ここに書くのであれば、「協力するものとする」というような表現はいかがですかとご意見を言わせていただいた経緯がございます。それを踏まえた上でここに書いたのであれば、何らかの意図があるものと思います。そこを聞かせていただきたいと思います。

今吉会長：7条のいわゆる作成の意図、そういったところがございましたら、よろしくをお願いいたします。

事務局：はい。第7条の、障がい者等の役割につきましては、全ての県で設けているものではございません。ただ、この条文を設けている県もございますが、障がい者の方々への理解を進めるというのは、当然行政はやるべきことなんですけど、障がい者の方々も、自分たちの立場でそれぞれが理解されるよう普及されているということで、公的、私的にいろいろあります。ヒアリングの中で、条例に障がい者の役割というような条文があれば、自分たちの活動あたりもやりやすい

とか、後押しになりますといったお答えをいただきましたので、この条文を設けさせていただいたところでございます。法制的な用語の使い回しにつきましては、関係部局と調整しているところです。協力することとするという書き方もできるかとは思いますが、検討させていただければと思います。少なくとも県民の役割というところでいうと、これは県の施策に協力するというような範囲でしかないものですから、関係者団体の方々自らが動いて活動されるといった時に、事柄がこの条例でもきちっと示されているということになれば、心強いというような当事者の方々のお話もお聞きしましたので、そういう観点から、このような形で整理させていただいているところでございます。

今吉会長：はい。当事者等の団体で、例えば研修会を開催するというようなところで、主体的に活動ができるんじゃないだろうかといったような意図かと思っております。よろしいでしょうか。はい。村上さん。

村上祐治委員：熊本県自閉スペクトラム症協会の村上です。今回、この手話言語の普及及び障がい特性に応じた意思疎通手段の利用促進というところで、及びの前と後ろの方との関係をお尋ねしたいんですが、私どもの業界にもですね、ヒアリングがありまして、本当にありがたいと思っています。で、その観点でいったときに、障がいの特性に応じた意思疎通手段という文言がかなり何回も出てくるんですが、これは具体的に何のことを指すのかというのが非常に分かりにくいという印象を持ちました。例えば、自閉症の人にとっては、視覚的な情報って非常に重要でして、例えば絵カードで示したりとか、災害時に、どこが痛いとかいったことが言えない人でも、絵カードで示せば分かるといった、そういったことがあるんですが、この条例の文面を見る限り、そういったところが、あまり何か印象として持たれない感じがちょっとしまして、そういったあたり、この条例を広めていくにしても、そういったところへの啓発につなげていただけるのかどうか、そのあたりを聞かせていただきたいです。

今吉会長：障がいに特化した部分があってもいいんじゃないのかといったようなところのご意見だったと思います。何か県の方でございますでしょうか。

事務局：及びの前と後ということで、まず最初の方は手話言語の普及ということで、手話は単なる身振り手振りではなく、言語でありますということを普及啓発する意味で、後段の障がい特性に応じた意思疎通手段の利用の促進というのは、条例的にこういう堅い表現にはなっているところですが、第2条、意思疎通手段というものはどういうものを指すのか定義させていただいているところです。障

がい者団体の方々からお話を聞く中で、今ありました絵とか、写真とかいろいろ話がありました。どういったものでコミュニケーションを図られますかというところでは、そういうものが一番使われるという話がありましたので、意思疎通手段の中には、そこに書かれているような、絵や平易な表現、そういったものを記載させていただいているところで、その利用を進めるというような条例でございます。

村上祐治委員：コミュニケーションのことは確かに書いてあるんですが、どんなふうにそれを使ったら良いのか場面があまり見えない。

事務局：これはあくまで条例ということで、一つのルールに沿った形で書いているものですが、今おっしゃられたようなご心配というか、それは、来年の4月1日に施行できたとするならば、当然、パンフレット、啓発冊子、そういったものは作る予定でございます。そういった中にはですね、ここの意思疎通手段ということで、いろいろ書いておりますけれども、こういったものは実際どういうふうにして使うのかということが、県民に伝わるように、啓発冊子の中できちんと説明させていただきたいと考えております。

村上祐治委員：ぜひよろしくをお願いします。

今吉会長：ありがとうございました。先ほど、森委員からの提案は会議が終わった後に少し、「ありがとう」「ごちそうさま」ぐらいの手話は覚えていきたいと思っております。はい。

最上委員：意思疎通手段というところ、さっき言われたように、ここは書いていないところがあって、私の知り合いの息子さんが聴覚障がいがあって、帝京大学でラグビーをやっていたんです。今、聴覚障がいの子どもさんたちにラグビーを教えているんですけど、コロナ感染症の影響で皆さんがマスクをしている、要は、口による聞き取り、口でのやり取りができなくなったということで、スケルトンマスクを普及させてほしいという意見もございます。意思疎通手段の中に、そういう口話というところが、どこに入ってくるのかっていうのが、私もちょっと見えないと思っていましたので、広範囲にそこがわかるように書いていただければ、もう少しそういう人たちのためにもいいんじゃないかと思っております。以上です。

今吉会長：条例制定時に、少し代案とかそういったものを示していただければあ

りがたいと思っております。会議については以上となります。

今後は、森委員からの提案で、熊本県ろう者福祉協会の方もいらっしゃいますので、手話でできれば「ごちそうさま」と「いただきます」ぐらいのちょっと簡単なものがあれば、ぜひご提案をお願いしたいのですがよろしいでしょうか。

熊本県ろう者福祉協会：今、ご提案いただきました手話を覚えていただきたいと思っておりますので、今からご紹介いたします。

日本語には敬語があると思いますが、手話にも敬語といいますか、状況に合わせて友達同士であれば簡単に「ありがとう」という感じで表せるかと思いますが、丁寧に表す場合と、軽く「ありがとう」という形で表す場合があります。

手話では頬を2回叩くような動作で「おいしい」と表現します。日本人は、なかなか顔の表情が表れない方が多いんですが、手話は顔の表情も含めて一緒に表されて初めて言葉となります。顔の表情も含めて、おいしいという表情をして食べてください。

今吉会長：はい。「おいしい」と「ありがとう」を覚えました。使ってみたいと思います。本日は、いろいろな審議ありがとうございました。